

議案第 7 8 号

北本市立学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部改正について

北本市立学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市立学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部を改正する条例

北本市立学校屋内運動場夜間開放使用料条例（昭和 5 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市立小・中学校の体育施設開放に関する使用料条例

第 1 条中「北本市立小学校及び中学校の屋内運動場（以下「屋内運動場」という。）」を「体育施設（北本市立小学校及び中学校の屋内運動場及び屋外運動場並びにこれらに附属する設備をいう。以下同じ。）」に、「夜間開放する」を「開放する」に改める。

第 2 条第 1 項中「使用者は、次に掲げる」を「体育施設の使用者は、別表に定める」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条各号中「屋内運動場」を「体育施設」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

種別		金額
屋内運動場	日中（午前 8 時から 午後 5 時まで）	無料
	夜間（午後 7 時から 午後 9 時まで）	1 回につき 2 0 0 円
屋外運動場	日中（午前 6 時から 午後 5 時まで）	無料
空調設備		3 0 分につき 5 0 0 円

備考 空調設備の使用時間に 3 0 分未満の端数があるときは、当該端数を 3 0 分とみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の北本市立小・中学校の体育施設開放に関する使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に体育施設を使用する者について適用し、同日前に体育施設を使用した者については、なお従前の例による。